

臨時的任用職員(保育士Ⅱ)

● 業務内容について

・乳幼児保育・教材準備・指導計画の反省・職員会議、各種研修への参加 など

● 勤務の形態

・月～金曜日 7:00～19:00(内の7時間45分(休憩45分))

※シフト制により月1回程度の土曜日勤務あり

※早番と遅番を合わせて月6回以内

早番 7:00～15:30(休憩45分)

通常勤務 8:30～17:00(休憩45分)

遅番 10:30～19:00(休憩45分)

遅番 10:00～18:30(休憩45分)※こども園以外の土曜日勤務の場合

● 給与(月末締め翌月21日支払い)

・日額 10,100円

(時給) 1,303円(単価 100/100)

・時間外勤務手当 1,629円(単価 125/100)

・通勤手当 通勤距離が片道2km以上の場合に支給

①交通機関を利用の場合

1ヶ月の定期代と1ヶ月の勤務日数分の運賃の額(実費)を比較して、低廉な額

②交通用具(自転車等)を利用の場合

1ヶ月の勤務日数が18日に満たない場合 $\frac{\text{給与条例に定める額} \times \text{1ヶ月の勤務日数}}{\text{21日}}$
(距離により異なる)

・期末手当

基準日に在職し、かつ支給日に在職していること。

ただし、在職期間が3ヶ月未満の場合は、基準日前15日以上勤務していること。

※基準日 6月1日 12月1日 / 支給日 6月15日 12月5日

* 計算方法 (日額×21日)×期間率×支給率(0.6月分)

在職期間	期間率
6ヶ月	100%
5ヶ月以上6ヶ月未満	80%
3ヶ月以上5ヶ月未満	60%
3ヶ月未満	30%

● 社会保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

基本的に加入(手続きには、年金手帳・雇用保険被保険者証等が必要)

● 年次有給休暇

雇用の日から起算して、6ヶ月継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したときに付与。

● その他

・雇用には、事前に健康診断(指定様式)が必要。

・給食を食べた場合1食370円負担。(令和元年9月現在)